

宇城市 Web 口座振替受付システム導入業務及び運用業務委託に係る
公募型プロポーザル評価委員会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、宇城市が発注する宇城市 Web 口座振替受付システム導入業務及び運用業務委託における宇城市プロポーザル方式実施取扱要綱（平成22年宇城市訓令第6号）第5条の規定に基づき設置するプロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1）参加申出者の提案資格の審査及び決定に関する事項
- （2）受託候補者の特定に関する事項
- （3）審査に係る評価基準（評価項目及び配点）に関する事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長1人及び10人の委員をもって構成（別表）する。

- 2 委員会に委員長を置き、市民部長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務（審査結果報告書の作成含む。）は、債権管理課において行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は令和7年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、宇城市 Web 口座振替受付システム導入業務及び運用業務委託締結の日の翌日にその効力を失う。

宇城市 Web 口座振替受付システム導入業務及び運用業務委託に係る
 公募型プロポーザル評価委員（案）

番号	役職	職名	氏名	備考
1	委員長	市民部長	岩竹 泰治	行政
2	委員	市民部次長	吉崎 賢二	行政
3	〃	債権管理課長	藤井 龍	行政
4	〃	子ども未来課保育支援係長	門 秀治	行政
5	〃	高齢介護課長補佐	中山 征哉	行政
6	〃	医療保険課長補佐	對田 隆一	行政
7	〃	都市整備課長補佐	村上 正明	行政
8	〃	上下水道課総務係長	寺田 宜正	行政
9	〃	会計課長補佐	森田 伸一郎	行政
10	〃	市長政策課長補佐	寺本 慎之介	行政
11	〃	情報政策課情報政策係長	戸田 雅人	行政